

専門相談実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市市民相談室規則（昭和37年規則第29号）第2条第2号で規定する日常生活に関する法律相談その他専門相談（以下「専門相談」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門相談の種類)

第2条 相談の種類は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士相談
- (2) 税理士相談
- (3) 司法書士相談
- (4) 行政書士相談
- (5) 土地家屋調査士相談
- (6) 宅地建物取引士相談
- (7) 公証人相談

(専門相談の方法)

第3条 専門相談の方法は、面談、電話、オンラインとする。その際、録音及び録画等による記録は認めないものとする。

2 相談者一人当たりの相談時間は、25分以内で設定するものとする。

(相談場所)

第4条 面談での相談は、豊中市役所第二庁舎内で実施するものとする。

(費用等の負担)

第5条 専門相談の相談料は、無料とする。ただし、オンラインでの相談にかかる通信費等の費用は相談者が負担するものとする。

(専門相談の申込み)

第6条 専門相談は、電話又はオンラインによる予約制とする。

2 電話による申込みは相談日の前の日（日曜日を実施する場合は、相談日の前の週の水曜日）の午前9時から先着順で受け付ける。ただし、その日が土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）においては、直前の開庁日に受け付けるものとする。

3 オンラインによる申込みは相談日の1週間前の正午から電話による申込日の前日まで先着順で受け付けるものとする。ただし、オンラインによる申込みは弁護士相談、税理士相談、司法書士相談、土地家屋調査士相談とする。

4 各専門相談における同一相談者の予約は、1年度当たりたり2回を超えて受け付けられないものとする。また、同一日の同一専門相談における複数回の予約は受け付けられないものとする。

5 裁判所で係争中のものは、受け付けられないものとする。その他専門相談の目的に適しないと認められる内容の相談は、受け付けられないものとする。

6 第2項の規定により予約をした者が、指定の日時に相談を行う場所に来所しないとき、または、応答のないときは、当該予約を無効とし、遅刻したときは、予約時間の終了時刻までを相談時間とする。

(相談票)

第7条 専門相談に当たっては、相談の記録及び統計のために相談票を作成し、市において保管するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

この要領は、平成26年8月20日から実施する。

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年8月1日から実施する。

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年8月27日から実施する。

この要領は、令和4年2月1日から実施する。

この要領は、令和4年4月1日から実施する。